

4-3 東京高等裁判所 平成30年2月21日判決

平成30年2月21日判決言渡し 同日判決原本交付 裁判所書記官印

平成29年(仮)第4036号取立金等請求控訴事件、同年(仮)第4473号附帯控訴事件（原審・東京地方裁判所平成28年(ワ)第26498号）

口頭弁論終結日 平成29年12月18日

判 決

東京都

控訴人兼附帯被控訴人（被告）

Y

（以下「控訴人」という。）

同訴訟代理人弁護士

東京都

被控訴人兼附帯控訴人（原告）

X

（以下「被控訴人」という。）

同訴訟代理人弁護士

荒 井 哲 朗

同

津 田 顕 一 郎

主 文

- 1 控訴人の本件控訴を棄却する。
- 2 被控訴人の附帯控訴に基づき、控訴人は、被控訴人に対し、原判決認容額のほか916万0158円を支払え。
- 3 当審における訴訟費用は、すべて控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨等

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 前項の部分につき、被控訴人の請求を棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

主文2項と同旨

第2 事案の概要等（以下、理由説示部分を含め、原則として、原判決の略称をその

4
—
3

まま用いる。)

1 事案の概要

本件は、株式会社プライムゴールド（プライムゴールド）に対して 1566万 4734円及びこれに対する平成27年2月5日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を命じる旨の債務名義を取得した被控訴人が、同債務名義に基づき、プライムゴールドが債務整理のために、弁護士である控訴人との間で締結した委任契約（本件委任契約）に基づいて控訴人に預けた預託金の返還請求権を差し押された上、債権者代位権に基づいてプライムゴールドに代位して同委任契約を解除した（以下「本件解除」という。）と主張して、控訴人に対し、取立権又は債権者代位権に基づき、本件委任契約終了によるプライムゴールドの控訴人に対する預託金返還請求権の行使として、預託金のうち 810万 5177円の支払を求めるとともに、控訴人は債権者である被控訴人の正当な権利行使を妨害したと主張して、控訴人に対し、不法行為に基づく損害金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

原審は、プライムゴールドの有する本件委任契約の解除権は「債務者の一身に専属する権利」（民法423条1項）ではないというべきであるなどとして、被控訴人による債権者代位権に基づく同契約の解除（本件解除）を有効と判断して、取立権に基づく預託金 810万 5177円の支払請求を全部認容し、他方、不法行為に基づく損害賠償請求は理由がないとして棄却した。そこで、控訴人は、原判決中控訴人敗訴部分を不服として、本件控訴をした。

これに対し、被控訴人は、附帯控訴により、債権者代位権に基づき、本件委任契約終了によるプライムゴールドの控訴人に対する預託金返還請求権の行使として、原判決認容額に加え、預託金 916万 0158円の支払を求める（請求の拡張）とともに、当審において、不法行為による損害賠償請求に係る訴えを取り下げた。

2 本件における前提事実、争点及びこれに対する当事者の主張は、後記3において原判決を補正し、後記4において当審における当事者の主張を付加するほか

は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 当事者の主張等」の2及び3(1)ないし(3)(原判決2頁15行目から同8頁24行目まで)に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 原判決の補正

- (1) 原判決2頁21行目の「金1566万4734円」を「損害金1566万4734円及びこれに対する」に改める。
- (2) 原判決3頁6行目の「金員」の次に「1844万4292円」を加える。
- (3) 原判決4頁23行目の「送達を受けた」を「送達を受けた後の」に改める。
- (4) 原判決5頁末行の「後者には「」の次に「当社は、貴殿との委任契約を解除する意思は毛頭ありませんし、」を加える。
- (5) 原判決6頁4行目の次に行を改めて次のとおり加える。
〔1〕 プライムゴールドは、無資力である（争いがない。）。
- (6) 原判決6頁13行目の冒頭に「プライムゴールドは、無資力である。そこで、」を加える。

4 当審における当事者の主張

(1) 控訴人の主張

ア 本件委任契約の委任者であるプライムゴールドの解除権は、遺留分減殺請求権と同じく、権利行使する者（プライムゴールド）が「権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることができない」（最高裁平成13年1月22日第一小法廷判決・民集55巻6号1033頁参照）と解すべきであるから、行使上の一身専属権として、債権者代位権の対象にはならない。

イ 本件委任契約は、委任者であるプライムゴールドの利益のみならず、受任者である控訴人の利益や第三者である委任者の全債権者の利益をも目的としているから、受任者と第三者の利益を図る目的が達成されるまでは、委任者は解除権行使することが制限される。したがって、被控訴人は債権

者代位権に基づいて本件委任契約の解除権を行使することはできない。

ウ 本件解除に先立つて、本件委任契約の委任者であるプライムゴールドは同契約の解除権を放棄していたから、被控訴人は、債権者代位権に基づいて同契約を解除することはできない。

エ 控訴人は、プライムゴールドから、預託金を前払費用として受領したものではなく、信託的に譲渡を受けたのであり、その返還は予定されていなかった。このように、プライムゴールドは預託金返還請求権を予め放棄していたから、仮に本件委任契約の解除（本件解除）が有効であるとしても、被控訴人が取立権又は債権者代位権に基づいて、控訴人に対して預託金の支払を求めるることはできない。

(2) 被控訴人の主張（附帯控訴について）

被控訴人は、プライムゴールドに対する損害賠償請求訴訟（本件損害賠償請求訴訟）において、同社に不法行為に基づく損害金1566万4734円及びこれに対する平成27年2月5日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を命じる判決を取得した。

被控訴人は、その後、別紙債権額計算書記載のとおり、本件損害賠償請求訴訟の相被告であった後藤隆治に対して、被控訴人への損害金等の支払を命じる確定判決に基づく債権差押命令を得て、合計52万0102円を取り立てたので、これを遅延損害金等に充当すると、平成29年10月17日時点におけるプライムゴールドに対する残債権額は1728万6339円（内訳は、損害金1566万4734円及び遅延損害金162万1605円）となる。被控訴人は、その後、同じく後藤に対する確定判決に基づく債権差押命令を得て、2万1004円を取り立てたので、これをプライムゴールドの債務に充当すると、被控訴人の同社に対する残債権額は1726万5335円（=1728万6339円-2万1004円）となる。

そこで、被控訴人は、債権者代位権に基づき、本件委任契約終了によるプライムゴールドの控訴人に対する預託金返還請求権の行使として、預託金のう

ち916万0158円(=上記残債権額1726万5335円-原判決認容額810万5177円)の支払を求める(請求の拡張)。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、プライムゴールドの有する本件委任契約の解除権は「債務者一身に専属する権利」(民法423条1項)には当たらず、被控訴人による債権者代位権に基づく同契約の解除(本件解除)は有効であり、これを前提とする被控訴人の控訴人に対する①取立権に基づく預託金810万5177円の支払請求(原判決認容額)及び②債権者代位権に基づく預託金916万0158円の支払請求(主文2項)は、いずれも理由があるものと判断する。その理由は、後記2において当審における当事者の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1及び2(原判決9頁17行目から同11頁8行目まで)に認定、説示するとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決9頁25行目の「委任者としての地位は、その解除権の」を「同委任契約の解除権は、身分法上の権利と性質を異にし、その」に改め、同10頁1行目の末尾に「そして、プライムゴールドは無資力であるから、被控訴人は、債権者代位権に基づいて、同社の有する本件委任契約の解除権を行使することができる。」を加える。

2 当審における当事者の主張に対する判断

(1) 控訴人の主張について

ア 控訴人は、本件委任契約の委任者であるプライムゴールドの解除権は、遺留分減殺請求権と同じく、特段の事情がある場合を除き、債権者代位の目的とすることはできないと解すべきである旨主張する。

そこで検討するに、民法は、被相続人の財産処分の自由を尊重して、遺留分を侵害する遺言について、いったんその意思どおりの効果を生じさせるものとした上、これを覆して侵害された遺留分を回復するかどうかを、専ら遺留分権利者の自律的決定にゆだねたものということができるから(1031条、1043条参照)，遺留分減殺請求権は、遺留分権利者が、これを第三

者に譲渡するなど、権利行使の確定的意思を有することを外部に表明したと認められる特段の事情がある場合を除き、行使上の一身専属性を有し、民法423条1項ただし書にいう「債務者の一身に専属する権利」に当たると解するのが相当である（前掲最高裁平成13年11月22日第一小法廷判決参照）。しかしながら、引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1(1)（原判決9頁18行目から同10頁1行目まで・当審における補正後のもの）に認定、説示するとおり、本件委任契約に基づいて控訴人がプライムゴールドから預かった預託金は、同社の責任財産を構成するものであって、同委任契約の解除権は、身分法上の権利と性質を異にし、その行使を委任者のみの意思にゆだねるべき事情は存しないから、上記解除権が民法423条1項ただし書の規定する「債務者の一身に専属する権利」に当たると解することはできず、本件委任契約におけるプライムゴールドの有する解除権と遺留分減殺請求権とを同列に論じることはできない。

したがって、控訴人の主張は理由がない。

イ 控訴人は、本件委任契約は、委任者であるプライムゴールドの利益のみならず、受任者である控訴人の利益や第三者である委任者の全債権者の利益をも目的としているから、受任者と第三者の利益を図る目的が達成されるまでは、委任者は解除権を行使することが制限される旨主張する。

しかしながら、本件委任契約は、委任者であるプライムゴールドの債務整理という委任者の利益のために締結されたものであって、受任者である控訴人は同契約に基づき着手金を受領したほか、同契約には控訴人が報酬金の支払を受ける旨の約定もあるが（乙1）、これだけでは、同契約が受任者である控訴人の利益を目的として締結されたものと認めることはできないし（最高裁昭和43年9月3日第三小法廷判決・裁判集民事92号169頁参照），また、本件委任契約がプライムゴールドの全債権者の利益を目的として締結されたと認めることもできない。

したがって、本件委任契約の委任者であるプライムゴールドの解除権が制

限される旨の控訴人の主張は、前提を欠くことになるから理由がない。

ウ 控訴人は、本件解除に先立って、プライムゴールドは本件委任契約の解除権を放棄していたから、被控訴人は、債権者代位権に基づいて同解除権を行使することはできない旨主張する。

そこで検討するに、プライムゴールド代表者が控訴人にあてて作成した平成28年7月11日付け及び同月14日付けの「確認書」と題する文書（甲9）には、「当社が貴殿に債務整理（破産手続を含む）を委任し、当社所有資産を引き渡しましたのは・・・当社一般債権者への平等分配を図る趣旨のためであることから、何ら返還を予定しているものではなく、もともと返還請求権を放棄しておりましたことを確認致します。」（7月11日付け確認書）、「当社は、貴殿との委任契約を解除する意思は毛頭ありません」（7月14日付け確認書）などと記載されている。

しかしながら、上記各確認書には、プライムゴールドが本件委任契約の解除権を放棄している旨の文言はない（上記の「当社は、貴殿との委任契約を解除する意思は毛頭ありません」との文言をもって、解除権を放棄している趣旨と認めることはできない）。また、プライムゴールドの債務整理を目的として締結された本件委任契約について、同社が同契約の解除権を放棄しなければならないような事情は見当たらず、同契約に係る契約書（乙1）の5条も、同社が解除権を有することを前提としている規定と解し得ることや、引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第2 当事者の主張等」の2(6)ないし(10)（原判決4頁18行目から同6頁4行目まで。当審における補正後のもの）に掲示するとおり、上記各確認書は平成28年7月11日付け及び同月14日付けであるにもかかわらず、被控訴人が同月12日頃に債権者代位権に基づいて本件委任契約を解除した（本件解除）後に、被控訴人代理人の定めた開示期限を徒過して、同月26日に至ってようやく控訴人から被控訴人代理人にファクシミリで送信されたものであることなどからすると、その内容を直ちに信用することはできない。

他に、本件解除に先立って、プライムゴールドが本件委任契約の解除権を放棄していたことを認めるに足りる証拠はないから、控訴人の主張は理由がない。

エ 控訴人は、プライムゴールドから預かった預託金は前払費用として受領したものではなく、信託的に譲渡を受けたのであり、その返還は予定されていなかったのであって、プライムゴールドは預託金返還請求権を予め放棄していた旨主張する。

しかしながら、控訴人がプライムゴールドから預かった預託金が、前払費用として受領したものではなく、信託的に譲渡を受けたものであるとの証拠はない。また、上記ウのとおり、7月11日付け確認書には、プライムゴールドは返還請求権を放棄している旨の記載があるが、本件委任契約に係る契約書（乙1）の6条は、プライムゴールドが控訴人に対して所定の報酬等を支払った場合には、控訴人は同社に対して保管中の書類その他のものを同社に引き渡すべきことを前提とした規定であることや、上記ウのとおりの同確認書が被控訴人代理人に提供されるに至った経緯に照らすと、確認書の上記記載を信用することはできず、他に、プライムゴールドが預託金返還請求権を予め放棄していたことを認めるに足りる証拠はない。

したがって、控訴人の主張は理由がない。

(2) 被控訴人の主張（附帯控訴）について

以上のとおり、被控訴人による債権者代位権に基づく本件委任契約の解除（本件解除）は有効であり、控訴人はプライムゴールドに対し、預託金184万4292円の返還義務を負っている（引用に係る原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1(3)（原判決10頁21行目から同頁末行まで）。そして、被控訴人のプライムゴールドに対する現時点での残債権額は、被控訴人の主張するとおり、1726万5335円であるから、被控訴人は、取立権に基づき、本件委任契約終了によるプライムゴールドの控訴人に対する預託金返還請求権の行使として、預託金810万5177円の支払を請求

することができる（原判決認容額）ほか、債権者代位権に基づき（プライムゴールドが無資力であることは、第2の3(5)のとおり。），上記預託金返還請求権の行使として、預託金916万0158円の支払を求めることができる。

したがって、被控訴人の附帯控訴は理由がある。

3 以上に認定、説示したところによれば、被控訴人の原審における810万5177円の請求は理由があるからこれを認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却し、また、被控訴人の当審における916万0158円の拡張請求は理由があるから、被控訴人の附帯控訴に基づきこれを認容することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第9民事部

裁判長裁判官

齊木敏文

裁判官

石井 浩

裁判官

小田 正二

卷之三

(1) 円券統計。利潤計算(試算年各365日とする。)